

平成30年度

北国の省エネ・新エネ大賞（北海道経済産業局長表彰） 応募要領

本表彰は、「北国の省エネ・新エネ大賞（北海道経済産業局長表彰）実施要領」に基づき、北海道における省エネルギー・新エネルギーに関する有効利用、開発及び普及に係る取組において、著しい成果及び功績があり他の模範となる組織又は個人を表彰することによって、一層の省エネルギーの推進及び新エネルギーの利用促進を図ることを目的として実施します。

平成30年度北国の省エネ・新エネ大賞の選考にあたり、省エネルギー・新エネルギーに関する取組・活動や製品開発・技術等の事例を下記により募集します。

1. 表彰の対象

次に掲げる取組や活動を行った組織又は個人を対象とします。

組織には、事業者のほか、グループや自治体、教育機関を含みます。

- ① 省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用により、エネルギーの有効利用を行った者
- ② 省エネルギー又は新エネルギーに関する技術・製品（サービスを含む）を開発・製造した者
- ③ 省エネルギー又は新エネルギーの普及・啓発を行った者（事業として行った者を含む）

※省エネルギー新エネルギーの複合型も応募可能です。

※省エネルギーとは、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）第2条第1項に規定するエネルギー（燃料、熱及び電気）を効率的に使用することをいいます。

※新エネルギーとは、新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条に規定する太陽光発電・熱利用、風力発電、バイオマス発電・熱利用・燃料製造、地熱発電、中小水力発電、雪氷熱利用及び温度差熱利用並びに天然ガスコージェネレーション、燃料電池及びクリーンエネルギー自動車その他の革新的なエネルギー高度利用技術により得られるエネルギーをいいます。

2. 応募方法

- ① 所定の応募用紙（「応募申請書」「応募概要説明書」及び「活動内容詳細書」）に必要事項を記入し、締切り日までに郵送又は持参により事務局へ正本1部とコピー5部を提出してください。
- ② 自薦・他薦を問いません。
- ③ 共同で取組を行っている場合は、共同で応募することも可能です。

【締切り】平成30年10月31日（水）17：00 必着

3. 審査方法

（1）審査評価項目、審査方法及び選考委員会

審査評価項目は、各募集部門とも次のi～vの5項目により総合的に審査します。

- i) 取組の効果・その根拠又は啓発活動によるエネルギーの有効利用の意識醸成
- ii) 先進性・独創性
- iii) 汎用性・波及性
- iv) 継続性・持続性

v) 地域貢献度

- ②審査は、学識経験者等で構成する「選考委員会」において行います。
- ③審査に際して、応募内容に関する補足資料等の提出を求める場合があります。
- ④次の選考欠格事項に抵触する場合は、選考対象から除外となります。

【組織】

- i) 過去3年以内にエネルギーの使用の合理化等に関する法律、電気事業法その他エネルギーに係る法令に違反した者
- ii) 過去3年以内に公害問題等その他組織の責任により社会問題となった者
- iii) 過去3年以内に重大な人身事故、設備事故又は災害を発生した者

【個人】

- i) 過去に重大な法令違反があった者
- ii) 所属する組織が、過去3年以内にエネルギーの使用の合理化等に関する法律、電気事業法その他エネルギーに係る法令に違反した者
- iii) 所属する組織が、過去3年以内に公害問題等その他組織の責任により社会問題となった者
- iv) 所属する組織が、過去3年以内に重大な人身事故、設備事故又は災害を発生した者（自己の責任権限以外のものは除く）

(2) 通知、公表等

- ①平成31年1月上～中旬に被表彰者へ通知いたします。また、当局のホームページ等で被表彰者名と事業・取組概要を公表します。選外となった応募についてもその旨通知します。
- ②審査期間中は、審査に関する問い合わせは、一切、応じません。

4. 表彰

- ①審査により優れた応募に対して、原則として次のとおり北海道経済産業局長表彰の被表彰者として選考し、表彰状を授与します。
 - ・北国の省エネ・新エネ大賞 大賞 1者
 - ・北国の省エネ・新エネ大賞 優秀賞 (表彰数は選考委員会が決定)
- ②表彰式は、平成31年2月20日(水)に京王プラザホテル札幌で実施する予定です。

5. その他留意事項

- ①被表彰者決定後に、本表彰の目的を損なうような行為、応募内容に関する虚偽の記載等の不正行為が判明した場合には、受賞を取り消して、その旨を公表することがあります。
- ②応募申請書及び審査時に応募者から得た情報は、本事業の目的以外に使用しません。
なお、特に守秘を要する情報がある場合には、その旨を応募書類に明示してください。

【事務局】(応募先・問い合わせ先)

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 表彰担当
電話：011-709-2311 (内線 2635、2636)
E-mail：hokkaido-energy@meti.go.jp

応募書類作成要領

応募にあたっては、下記の書類提出が必要です。

当局のウェブサイトアクセスしてダウンロードしてお使いください。

1. 応募申請書（様式1）

- ・平成30年度北国の省エネ・新エネ大賞に応募する際の応募申請書です。
- ・申請書と応募テーマ名を記載し、区分に○印をつけてください。
- ・組織の場合は代表者印を、個人は本人印を押印してください。
- ・他薦の場合は、推薦する者が申請者となります。推薦する者が複数の場合は連名にして記載、押印してください。

2. 応募概要説明書（組織用：様式2、個人用：様式3）

- ・応募申請を正式に受理し、登録するための資料です。
- ・他薦の場合、応募概要説明書の事業者等は、推薦される者（取組を行った者）の名称を記載して下さい。
- ・複数の組織または個人が共同で取組を行った場合は、それぞれの者が別個に本説明書を作成してください。
- ・応募案件毎に連絡先担当者を1名記載してください。他薦の場合は、原則、推薦する者の連絡先を記載願います。役職等にこだわらず、事務局の問い合わせ等に対して的確、迅速に対応可能な方を選出してください。
- ・応募テーマ名は、応募に関する取り組みについて適切な名称を付け、記載してください。
- ・概要説明は、次項の「活動内容詳細書」に記載した内容の中で、特に重要な点を抽出して簡潔にわかりやすくまとめてください。（取組内容を紹介する際に使用しますので、概要、特長を約300字程度にまとめてください。）
- ・「その他参考事項」のうち「①選考欠格事項」については、該当が無いことを明示してください。

（虚偽の記載が判明した場合は、受賞を取り消して、その旨を公表することがあります。）

3. 活動内容詳細書（様式4）

- ・選考委員が審査を行うための資料です。
- ・次の各評価ポイントを参考に、必要に応じて図表等を用いてできるだけわかりやすく8ページ以内で作成してください。

①取組の効果及びその根拠等

省エネルギー対策又は新エネルギー利用等の取組によるエネルギー削減効果や新エネルギー導入効果及び温室効果ガス削減効果が現れているか、又は省エネルギー対策若しくは新エネルギー利用等の啓発活動がエネルギー有効利用の意識醸成に繋がっているか。

②先進性・独創性

新たな視点に立った取組であるか、発想が斬新的で独創性に富んだものであるかどうか。

③汎用性・波及性

他の組織でも活用できる普遍的な取組であり、同業種のみならず他業種であっても汎用できるものか、他の組織が当該取組を実施する経済性があるか。

④継続性・持続性

当該取組を継続的に行い、将来的にも実施が見込まれるなど持続・実効性が認められるか、又は開発等の取組が継続して広く活用・実施が見込まれるか。

⑤地域貢献度

当該取組が地域経済の活性化に寄与するか、又は地域での省エネルギーの推進、新エネルギーの導入等に貢献しているか。

- ・ 全般的に過去の実績より、近年の取組であり、普及・導入が広く見込まれるものを高く評価します。また、啓発活動における他の組織との連携、取組の広報・情報発信などを含む広域的な取組を高く評価します。
- ・ 定量的な数値や客観性のある公表文書等があるものを高く評価します。
- ・ 応募後、応募内容に関する補足説明資料等の提出を求める場合があります。